

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の実施に伴う 中央当局による配偶者等からの暴力の被害者への対応に関するガイドライン

はじめに

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（以下「ハーグ条約」という。）は、子の利益が最重要であるとの認識に基づいて、国境を越えた子の連れ去り問題の解決に向けたルールを定めた条約である。平成26年4月1日に、我が国においてハーグ条約が発効した後は、外務省は、中央当局としてハーグ条約の実施に関する業務を行うこととなる。

本ガイドラインは、ハーグ条約の実施に伴い中央当局が配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）の被害を受けているおそれがある方（以下「DV被害者」という。）に対して行う対応の方針を示すものである。

ハーグ条約の対象となる案件の当事者の中には、DVの被害を受けた者がいることも想定される。中央当局は、ハーグ条約の実施に当たり、配偶者からの暴力の防止及び保護等に関する法律第2条において「国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。」と定められていることも踏まえ、DV被害者に対する適切な対応を取っていく必要がある。

1. DV被害者対応のための中央当局内の体制

- (1) 中央当局は、各府省等関係機関及び団体と緊密に連携して、中央当局において当事者がDV被害者である場合に適切に対応できるようにするための体制を常時整えておく。
- (2) そのため、中央当局は、ハーグ条約の発効に当たって、DV被害の防止及びDV被害者の保護等に関して専門的知見を有する者（以下「DV専門家」という。）を職員として採用し、同DV専門家の助言又は協力の下で中央当局職員全体のDV被害者対応に関する意識及び能力の向上に努める。
- (3) 外務省においては、当事者がDV被害を受けている又は受けていたとの情報を得た場合には、当該案件については可能な限りDV専門家が直接担当することとし、DV専門家が直接担当出来ない場合でも、DV専門家の助言又は協力の下で職員が適切な対応を行うよう努める。

2. 子の所在特定方法

- (1) 中央当局は、日本国からの返還を求められている又は日本国における面会交流その他の交流を求められている子（以下「子」という。）及び子と同居している者（以下「同居者」という。）の所在を特定するため、国際的な子の

奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（以下「条約実施法」という。）に基づき情報の提供を求めるに当たり、当事者がDV被害者である可能性がある場合には、DV被害者の立場に最大限の配慮を払う。

- (2) 民間DVシェルターに対して中央当局から直接情報提供の求めを行うことは、当該シェルター及び同シェルターに所在する他のDV被害者にとっても、情報管理等に関する不安を招くおそれがあることを十分理解の上対応することとする。
- (3) 民間DVシェルターに情報を求める必要がある場合は、配偶者暴力相談支援センターを設置している各自治体や民間DVシェルターのネットワーク団体から同センターや団体が有している子及び同居者の所在に関する情報が遅滞なく確実に中央当局に提供されることを前提として、まずは、中央当局は、各自治体を通じて、配偶者暴力相談支援センターの保有している子及び同居者の所在に関する情報の提供を求める。同自治体を通じて情報が得られない場合に限り、民間DVシェルターのネットワーク団体を通じて情報の提供を求める。民間DVシェルターのネットワーク団体を通じても情報が得られない場合には、中央当局は、個別の民間DVシェルターに対して情報の提供を求める場合もある。

3. DV被害者情報の把握

- (1) 中央当局がハーグ条約の実施に関する業務を行う際にDV被害者に対して適切な対応をとるためには、当事者がDV被害を受けているとの情報を中央当局が適切に把握することが必要である。そのため、中央当局は、各種援助申請の受付や子及び同居者の所在の特定のための情報の提供の求め等の際、当事者がDV被害を受けているかどうかについての情報を入手するよう努める。
- (2) 例えば、中央当局は、子及び同居者の所在を特定するために住民票等の情報の提供を求める際、子又は同居者が、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置等を受けている場合には、当該情報も併せて提供するよう市町村等に求める。これにより、中央当局は当該支援措置等を実施している市町村等と軌を一にした厳格な情報管理の徹底を行うとともに、当該市町村等と連携して適切な対応を行う。

4. 個人情報管理

- (1) 条約実施法に基づき提供された子及び同居者の所在等の情報については、同法に規定される場合（裁判所が手続を行うときに住所が必要な場合等）を除いて、中央当局は第三者（DV加害者を含む。）に情報を開示しない。

(2) 中央当局は、入手した個人情報を行行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律その他の関連法令に基づき適切に管理する。特に、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置等を受けている場合等、DV被害者の住所又は居所等に関する情報は、外部に漏洩されることによりDV被害者の生命、身体の安全に支障が生じることに鑑みて、情報の管理に細心の注意を払う。

5. 外国の中央当局へのDV関連情報の提供

日本国への子の返還に関する事件等が係属している外国の中央当局から、当該子の日本国内における心身、養育及び就学の状況その他の生活及び取り巻く環境の状況に関する情報の提供（DVに関する情報も含む。）の求めがあれば、中央当局は、条約実施法及び政令の規定に基づき、国内の関係機関・団体等に情報の提供を求め、当該情報を入手できた場合には、相手国の中央当局に提供する。

6. DV被害者に対応する時の留意点

- (1) 中央当局職員は、DV被害者が抱える不安に配慮すると共に、不適切な対応によりDV被害者に更なる被害（二次被害）が生じることのないように留意する。DV専門家は、他の中央当局職員に対しこのための助言・協力を行う。
- (2) DV専門家又は他の中央当局職員は、DV被害者が適切な支援を受けられるよう、必要に応じ、DV被害者に対し、相談機関の紹介等を含むDV被害者支援に関する情報を提供する等して被害者の安全確保に努める。
- (3) ハーグ条約対象案件の当事者であるDV被害者から中央当局が保有する個人情報の扱いやハーグ条約の制度について質問があった場合には、DV専門家又はその他の中央当局職員は、DV被害者の立場に配慮して、丁寧に説明することを心がける。
- (4) ハーグ条約対象案件当事者がDV被害者である場合には、二次被害の防止に努めるため、中央当局は、裁判所との間で、当該当事者のDVに関連する情報を共有する。
- (5) 中央当局は、日本語を解さないDV被害者からハーグ条約に関連する相談を受けた場合には、可能な限り言語面で便宜を図るよう配慮する。（了）